

議案第4号

社団法人千葉県社会福祉士会定款の改正について

次の定款改正(案)について、総会の承認を求めます。

○社団法人千葉県社会福祉士会定款

新	旧
＜制定＞平成19年2月25日 <u>＜最新改正＞平成24年3月17日</u>	＜制定＞平成19年2月25日
(略)	(略)
第2章 会 員	第2章 会 員
(種 別)	(種 別)
第5条 本会の会員は、次の3種とする。	第5条 本会の会員は、次の3種とし、 <u>正会員をもつて民法上の社員とする。</u>
(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。	(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、 <u>社団法人日本社会福祉士会の会員であり、</u> 千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。
(同右)	(2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者。 ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者 イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者 (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
2 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもつて選出される代議員をもつて社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。	(新設)
3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。	
4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができ	

る。

5 第3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3 項の代議員選挙は、2 年に1 度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266 条第1 項、第268 条、第278 条、第284 条）を提起している場合（法人法第278 条第1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63 条及び第70 条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1 人又は2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2 人以上の代議員）につき2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14 条第2 項の権利（定款の閲覧等）	
(2) 法人法第32 条第2 項の権利（社員名簿の閲覧等）	
(3) 法人法第57 条第4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）	
(4) 法人法第50 条第6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）	
(5) 法人法第51 条第4 項及び52 条第5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）	
(6) 法人法第129 条第3 項の権利（計算書類等の閲覧等）	
(7) 法人法第229 条第2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）	
(8) 法人法第246 条第3 項、第250 条第3 項及び第256 条第3 項の権利（合併契約等の閲覧等）	
11 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。	
(略)	(略)
第5章 総会	第5章 総会
(同右)	(種別)
(構成)	第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
第19条 総会は、すべての代議員をもって構成する。	(構成) 第19条 総会は、正会員をもって構成する。
2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。	2 準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
(同右)	(権能)
(開催)	第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
第21条 通常総会は、毎年2回開催する。	(開催) 第21条 通常総会は、毎年2回開催する。
2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。	2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。	(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 代議員総数の5分の1 以上から会議の目的を記	(2) 正会員総数の5分の1 以上から会議の目的を記

載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招 集) 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、<u>代議員</u>に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。 (議 長) 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した<u>代議員</u>の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。 (定足数) 第24条 総会は、<u>代議員</u>総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議 決) 第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した<u>代議員</u>の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合において、議長は、<u>代議員</u>として議決に加わる権利を有しない。 (書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない<u>代議員</u>は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その<u>代議員</u>は、出席したものとみなす。 (議事録) 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所	載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招 集) 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、<u>会員</u>に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。 (議 長) 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。 (定足数) 第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議 決) 第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。 (書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。 (議事録) 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所
---	---

(2) <u>代議員</u> の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）	(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
(略)	(略)
第6章 理事会	第6章 理事会
(略)	(略)
(定足数等)	(定足数等)
第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、 <u>「代議員」</u> とあるのは「理事」と読み替えるものとする。	第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
第7章 資産及び会計	第7章 資産及び会計
(略)	(略)
(事業計画及び予算)	(事業計画及び予算)
第37条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した <u>代議員</u> の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。	第37条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。
(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第38条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した <u>代議員</u> の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。	第38条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。
(長期借入金)	(長期借入金)

第39条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。 (義務の負担及び権利の放棄) 第40条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。 (略) 第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第42条 この定款は、総会において<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。 (解 散) 第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。 (残余財産の処分) 第44条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。 (略) 附 則 この定款は、平成24年3月18日から施行する。	第39条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。 (義務の負担及び権利の放棄) 第40条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。 (略) 第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第42条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。 (解 散) 第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。 (残余財産の処分) 第44条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。 (略)
--	---

補足説明

<改正の目的>

社団法人日本社会福祉士会の連合体移行に際し、同会の正会員は都道府県社会福祉士会（法人）となることに伴い本会正会員資格を日本社会福祉士会会員に限定していた第 5 条を改正するもの。併せて、平成 22 年度第 2 回総会において報告している一般社団法人への移行に向けた手続きを円滑に進めるため総会を代議員制とするものです。

代議員制の導入は、日本会の会員資格変更に伴い、個人正会員が都道府県にのみ加入することになるため、除名を含む懲戒処分を行うことについて実効性を担保することも目的としています。

代議員制に関する改正文案は、おおむね内閣府の作成した「移行認定のための「定款変更の案」作成の案内」の内一般社団法人に該当する項目を参考に、本会の定款に構成を合わせたものであり、本会は現在「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成十八年六月二日法律第五十号）の定める「特例社団法人」であり、既に一部を除き法人法の適用を受けていること、今後一般社団法人に移行予定であることに鑑み、改正項目については一般社団法人に準じた内容にしています。

本提案が可決された際は、代議員の選出についてすみやかに規定を制定、代議員選挙を実施し、平成 24 年 5 月 26 日に予定しております平成 24 年度第 1 回総会から代議員総会を実施いたします。

議案第 5 号

社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則の改正について

次の規則改正(案)について、総会の承認を求めます。

※本議案は、平成 23 年度第 1 回総会において第 5 号議案として提出していたものですが、総会当日に取り下げたものとほぼ同じ議案です。

○社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則

新	旧
<制定>平成 19 年 2 月 25 日 <改正>平成 20 年 5 月 25 日 <u><最新改正>平成 24 年 3 月 17 日</u>	<制定>平成 19 年 2 月 25 日 <改正>平成 20 年 5 月 25 日
(入会金) 第 2 条 定款第 6 条第 2 項に規定する正会員の入会金の額は 5,000 円とする。	(新設)
(会費) 第 3 条 定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員の会費は、年間 15,000 円とする。但し、新規入会者の会費については、初年度に限りこれを年間 10,000 円とする。	(会費) 第 2 条 定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員の会費は、年間 5,000 円とする。但し、新規入会者の会費については、初年度に限りこれを無料とする。 2 定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する準会員の会費は、年間 2,000 円とする。 3 定款第 5 条第 1 項第 3 号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間 1 口 10,000 円、個人の場合は年間 1 口 2,000 円とし、各々 1 口以上の会費を必要とするものとする。 4 一旦納入された会費は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、これを返還しないものとする。
(同右)	
以下条数繰り下げ	
附 則 この規則は、本会が日本社会福祉士会が連合体として の新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された日から施行する。	

補足説明

<改正の目的>

(社) 日本社会福祉士会（以下、「日本会」）の連合体移行に際し、現在日本会会費および入会金として納付されている額(年会費 10,000 円、入会金 5,000 円)を、本会会費と一括して本会から請求する形に改正するもの。日本会と本会会費を合わせた会員個人の年会費負担額総額(15,000 円／年)は変更しない。これまで支部還元金として日本会から本会に納付されている額を除く会費(6,000 円／年)は本会から日本会に対し会費等として納付する。入会金については、本会で収入とした上で日本会への事務委託料として支出予定。

(連合体移行に伴う日本会と本会の関係についての詳細は、平成 23 年度第 1 回総会資料 P21～25 参照)

<改正に伴う補正予算について>

本来であれば本提案と同時に提案内容を反映した予算案を提出すべき所ですが、日本会および全都道府県社会福祉士会が連合体移行を議決し連合体が施行するまでは会計科目を変更する必要はないと日本会の判断が示されています。日本会の連合体移行後、総会において本提案にかかる補正予算案を提出します。

議案第6号

社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則の制定について

次の規則(案)について、総会の承認を求めます。

※本議案は、平成23年度第1回総会において第6号議案として提出していたものですが、総会当日に取り下げたものと同じ議案です。

○社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(案)

平成24年3月17日制定

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による本会会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

(苦情受付)

第2条 本会に所属する正会員に対する苦情は本会で受け付ける。

(調査・審査)

第3条 本会が受け付けた苦情は社団法人日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査を社団法人日本社会福祉士会に委託する。

(処分)

第4条 本会は社団法人日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

(通知)

第5条 懲戒処分の結果については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

(公表)

第6条 懲戒処分の公表については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で行う。

(委託契約)

第7条 第2条から第6条にかかる事項を執行するため、別途、本会と社団法人日本社会福祉士会の間で守秘義務を含む業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

補足説明

＜当規則の性格について＞

社団法人日本社会福祉士会の連合体移行を前提に、当面の間日本会に実務を委託することで全国統一した対応をとることを目的とした規則です。規則案は日本会で作成しており、全都道府県社会福祉士会がほぼ統一した規則を共有する予定です。

なお、将来的には各都道府県社会福祉士会が個々に綱紀委員会に類する組織を用意し、委託を行わず各会で調査から懲戒処分を行う事を求められます。

＜当規則を制定する目的＞

この規則は、全国にいる会員社会福祉士が被申立人になった際に統一的な基準で懲戒が審議されることを目的としています。あわせて、調査及び審査は日本社会福祉士が行うことをもって、仮に被申立人から本会に対して訴訟が提起された場合には、本会と日本社会福祉士会との間で利害の対立がないことを前提に、日本社会福祉士会が訴訟当事者として訴訟参加することを可能とすることも目的としています。この場合には、本会と日本社会福祉士会の共通の代理人弁護士を選任し、実質的に日本社会福祉士会が主体となって裁判を行うことを想定しています。

＜委託契約との関係＞

日本社会福祉士会と結ぶ委託契約では、当規則に則り、調査及び審査は日本社会福祉士会に委託し、その通知を受けて本会が懲戒処分を行うこととなります。従って、委託契約が締結されなかった場合は、当規則は執行されません。

(連合体移行に伴う日本会と本会の関係についての詳細は、平成 23 年度第 1 回総会資料 P21～25 参照)

報告第 1 号

社団法人千葉県社会福祉士会理事の選出について

平成 23 年 11 月 18 日に公示した次期理事の選出について、選挙管理委員会から報告を求めます。

〔立候補者名簿等参考資料別紙〕

報告第 2 号

社団法人日本社会福祉士会代議員の選出について

平成 23 年 11 月 18 日に公示した次期日本社会福祉士会代議員の選出について、選挙管理委員会から報告を求めます。

〔立候補者名簿等参考資料別紙〕